

① 育成学級入級申請書(必須)**② 要件を確認する為の書類(必須)** (a)～(f)のいずれかを、父・母ともに1部ずつご用意ください。

- (a) 就労中の方・・・「**就労証明書**」(勤務先で証明を受けてください。自営業の方は、ご自身で記入をお願いします。)
- ※1 上記を要件とされる場合の基準は、1か月に15日以上、勤務終了からの帰宅時間が14時以降であることが必要です。
- (b) 学校等に通われている方・・・「**在学証明書**」および「**時間割表**」→いずれも学校等が発行のもの
- (c) 保護者が疾病、看護の方(概ね1か月以上)・・・「**申立書**」および「**診断書**」
(昼間保護者が児童を保護できないという医療機関の証明が必要となります。)
- ※2 治療・通院期間が3か月を超える場合は、3か月ごとに医療機関の領収書(コピー可)を提出してください。
- ※3 治療・通院期間が6か月を超える場合は、上記※2に加えて、6か月後に新しい診断書を提出してください。
- (d) 保護者が妊娠中であるか、出産後間がない方(産前産後各8週間)・・・「**申立書**」および「**母子手帳の写し**」
- ※4 母親の出産を理由に入級された場合は、産後期間が過ぎると、入級要件が消滅し自動的に退級となります。
引き続いて入級を希望される場合は、別の要件を満たす書類(例:就労証明書等)の提出が必要です。
- (e) 保護者が求職中の方・・・「**申立書**」
- 注1) 申請はできますが、就労証明書が提出されるまで入級決定は保留となります。
- 注2) 当該学級の入級希望者が定員を超えた場合の入級選考時には、対象から除かれます。
- 注3) 求職中の申請は次の通り、期限がありますので、期限までに「就労証明書」の提出が必要です。期限を過ぎますと申請は無効となり、再度申請が必要です。
- ▼ 3月末までの入級申請の場合・・・4月30日(水)まで
- ▼ 4月1日以降は、求職中による申し立てはできません。
- (f) 議員になるために選挙活動を行う方・・・「**申立書**」
- ※5 選挙活動を行う方については、公示日(告示日)に立候補の届けを提出してから投票日の前日までが入級期間になります。

③ 個人情報の取扱いに関する同意書(必須)**④ 入級に関する意向調査(必須)**・・・意向を確認する調査です。

以下は、該当する方のみ提出が必要です。

⑤ 協力金を算定するための資料 (1)は、父・母それぞれ該当する場合に1部ご用意ください。

- (1) 令和6年1月1日現在、住民票登録地が宇治市以外で、令和6年度市府民税が課税されている方又は非課税の方
- ・「令和6年度市民税・府民税税額決定納税通知書」または「納税通知書」(コピー可)
- ・手元にない方は、前住所地で「課税・非課税証明書」の交付を受けてください

⑥ 児童健康状況届出書・・・お子さんを安全にお預かりするために大切な内容ですので、児童の健康面で配慮が必要な内容(疾病・障害など)があれば、なるべく詳しくご記入ください。**⑦ 土曜日通級申請書**・・・保護者が就労等のため土曜日の通級を必要とする方。
(土曜日の通級は、学級までの送迎が必要です)**⑧ 生活保護受給世帯の方**・・・「生活保護受給証明書」→世帯に1部ご用意ください。**⑨ 申立書**・・・令和6年度中に、市内で校区変更を伴う転居を予定されている方。
転居予定時期、転居後入級を希望する学級名をご記入ください。